

2022年1月号 (Vol.13)

## 自動運転レベル4の実現に向けた警察庁・検討結果報告書の概要

- ・ 本報告書の位置付け
- ・ 本報告書の構成
- ・ 本報告書の主なポイント
- ・ 今後の課題

森・濱田松本法律事務所

弁護士 戸嶋 浩二

TEL. 03 5223 7789

[koji.toshima@mhm-global.com](mailto:koji.toshima@mhm-global.com)

弁護士 佐藤 典仁

TEL. 03 6266 8717

[norihito.sato@mhm-global.com](mailto:norihito.sato@mhm-global.com)

弁護士 秋田 顕精

TEL. 03 6213 8172

[kensho.akita@mhm-global.com](mailto:kensho.akita@mhm-global.com)

弁護士 古橋 悠

TEL. 03 5293 4931

[yu.furuhashi@mhm-global.com](mailto:yu.furuhashi@mhm-global.com)

### ・ 本報告書の位置付け

警察庁に設置された「令和3年度自動運転の実現に向けた調査検討委員会」<sup>1</sup>は、2021年12月、検討結果報告書（以下「本報告書」といいます。）<sup>2</sup>を公表しました。

本報告書は、「官民ITS構想・ロードマップ2020」<sup>3</sup>において2022年度頃に廃線跡等の限定地域で遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを開始することが目標とされていること等を受けて、道路交通法を所管する警察庁の委員会が、従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4相当の自動運転システム<sup>4</sup>の実現に向けた環境の整備等を図ることを目的として作成公表したものです。

本報告書は、同委員会が2021年4月1日に公表した「自動運転の実現に向けた調査研究報告書」(以下「中間報告書」といいます。)<sup>5,6</sup>を踏まえ、より具体的な制度や交通ルール<sup>7</sup>の在り方について、調査研究を行ったものです。そして、本報告書は、早ければ今年(2022年)の通常国会において審議される予定の道路交通法改正の方向性をより一層具体的に示したものと見え、実務的にも重要な意義を有します。

そこで、本号では、本報告書の概要について取り上げます。

<sup>1</sup> <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/index.html#jidou>

<sup>2</sup> <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/3dai5kai.houkokusho.pdf>

<sup>3</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200715/2020\\_roadmap.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20200715/2020_roadmap.pdf)

<sup>4</sup> 本報告書において「レベル4相当の自動運転システム」とは、ODD内においては、システムが定型的・一般的な交通ルールに関する運転操作に係る能力の全部を代替し、かつ、ODD外となるおそれやシステムが正常に作動しないおそれがある場合には、直ちに運転者が運転操作を引き継ぐ必要がなく、システムにより安全に停止する性能を有するものをいいます。

<sup>5</sup> <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/council/jidounten/R02nendo/R02report.pdf>

<sup>6</sup> 中間報告書の概要等については、当事務所発行のAUTOMOTIVE NEWSLETTER 2021年4月号 Vol.8)をご参照ください。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

## ． 本報告書の構成

本報告書の構成は以下のとおりです。このうち、特に第2章第6節「議論の経緯」以下（本報告書31ページ以下）で、レベル4相当の自動運転システムに関する交通ルールの在り方等に関し、詳細な検討が展開されています。

第1章 調査研究の概要
第1節 調査研究の目的
第2節 調査検討委員会の開催
第2章 調査検討委員会における検討
第1節 検討の対象及び前提
第2節 論点の設定
第3節 用語の整理
第4節 開発動向等
第5節 事業者等ヒアリングの結果
第6節 議論の経緯
第7節 議論のまとめ
第8節 制度の方向性と今後の課題

まず、中間報告書と同様に、（自家用車や物流サービスは対象とせず）限定地域での遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを検討対象とし、運転者が存在しない（遠隔操作を行わず、遠隔監視のみを行う）ことを想定して検討しています（本報告書8～9ページ）。

### 【検討の前提】

- 自動運転中は、「運転者」が遵守すべき交通ルールのうち、定型的・一般的なものを自動運転システムが代替
- 自動運転中でない場合は、従来の「運転者」が存在する場合のルールで対応
- 自動運転移動サービスの提供に携わり、状況把握、連絡等の役割を果たす自然人の存在を想定

また、上記【検討の前提】記載の前提を置いて検討を行っています。なお、本報告書では、中間報告書と同様、運転者が遵守すべき交通ルールを下記のとおり整理しています。

交通ルールの種類		例
運転操作に係る対応	定型的・一般的なルール	・標識等により通行を禁止されている場所の通行禁止

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

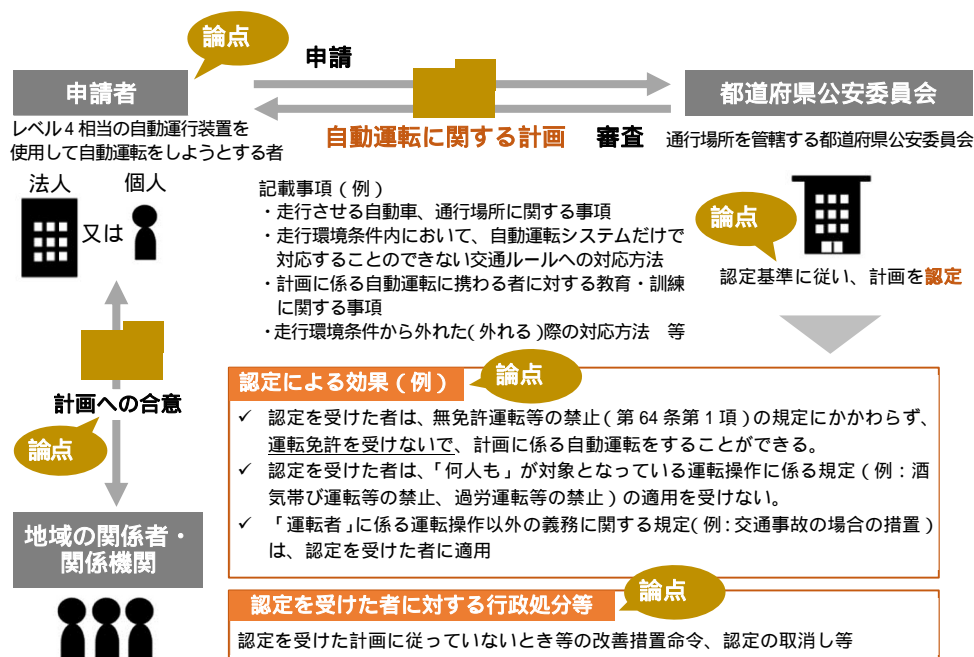
	現場での個別具体的な対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場における混雑を緩和するための警察官による車両通行禁止</li> <li>・緊急自動車の優先</li> </ul>
運転操作以外の対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故の場合の救護等の措置</li> </ul>

そして、上記「第1節 検討の対象及び前提」や下記【中間報告書で得られた一定の方向性】を踏まえ、下記の【制度整備のイメージ】が提示されるとともに、下記の5つの論点が設定され（本報告書 10～11 ページ）、詳細な検討結果と（本報告書 40～43 ページ）、今後の課題が（本報告書 44～45 ページ）、それぞれ示されています。

### 【中間報告書で得られた一定の方向性】

- 自動運転システムが対応することが必ずしも期待できない交通ルールに関しては、個別のケースに応じ、地域ごとに交通ルールの遵守の方策を柔軟に検討し、当該方策及びそれによって発生する新たな安全リスク等について理解と協力を得て、自動運転システムによる操作や人間による関与等の組合せにより、全体として従来と同等以上の安全性を確保することが適切である。
- 自動運転移動サービスを提供する主体の審査等を行うことにより、当該主体が道路交通の安全と円滑を確保しつつ、自動運転により自動車を安全に走行させることができることを担保する枠組みを整備することが必要である。

### 【制度整備のイメージ】



## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

## 【本報告書の論点】

論点	運転者の存在を前提としない自動運転システムの性能について
論点	認定による特例の適用について
論点	審査基準及び審査方法について
論点	関係者の理解と協力を得るための手段について
論点	行政処分の在り方について

## ． 本報告書の主なポイント

本報告書において示された、特に重要なポイントは以下のとおりです。

## 1. レベル4相当の自動運転システム（論点 ）

本報告書では、中間報告書での検討の方向性を踏まえ、従来の「運転者」の存在を前提としないレベル4相当の自動運転システムを道路交通法上どのように特定すべきかについて議論しています。

まず前提として、本報告書では、レベル3相当の自動運転システムとレベル4相当の自動運転システムを、以下のとおり区別しています（本報告書12～13ページ）。

	レベル3相当の自動運転システム	レベル4相当の自動運転システム
ODD内	システムが定型的・一般的な交通ルールに関する運転操作に係る能力の全部を代替	システムが定型的・一般的な交通ルールに関する運転操作に係る能力の全部を代替
ODD外となるおそれやシステムが正常に作動しないおそれがある場合	運転者に引継ぎを要請（引き継がれなかった場合にはリスク最小化制御の作動により停止するものの、この間も運転者が必要）	システムにより安全に停止
運転者の存在	前提	前提でない

上記のとおり、レベル4相当の自動運転システムでは、従来の「運転者」の存在が前提とされていません。一方で、レベル3の自動運転システムでは、一定の場合に運転者が運転操作を引き継ぐことが想定されるとともに、道路交通法上も、自動運行装置（道路運送車両法41条2項）を使用して自動車を用いることも「運転」に含まれると定義することで、運転者が運転する場合における義務が自動運転システムを使用する運転者にも直接適用されており、「運転者」の存在が前提とされています。そのため、「運転者」に引き継ぐことを想定せず安全に停止することを念頭に置いたレベル4相当の自動運転システムに対応するルールを適用する必要があります。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

本報告書では、道路運送車両法の自動運行装置のうち、自動車が整備不良車両に該当しないこと、自動運行装置に係る使用条件を満たしていること、のいずれかに該当しなくなった場合において、「直ちにそのことを認知するとともに、運転操作を引き継ぐことができる状態にある者」の存在を必要としないもの（「運転者」が引き継ぐことなく安全に停止することができるもの）を使用することを前提として、レベル4相当の自動運転を認めることができるとしています（本報告書41ページ）。その上で、レベル4相当の自動運転システムに対応する新たなルールとして、使用する自動運転システムは、自動運転中は「運転者」が遵守すべき交通ルールのうち定型的・一般的なものを代替するとともに、上記 または を満たさない場合に安全に停止する、という機能を有しており、そのことについて道路運送車両法・道路運送車両の保安基準等に適合していることが必要であるという方向性が示されています（本報告書44ページ）。

## 2. 都道府県公安委員会の審査の在り方（論点 ・ ）

本報告書では、中間報告書での検討の方向性を踏まえ、「自動運転システムの技術開発の状況、走行する交通環境、地域との連携状況、自動運転に携わる者<sup>7</sup>の役割等が記載された計画を、都道府県公安委員会が審査する」という上記Ⅱ.の制度整備のイメージを示しています（本報告書10ページ）。そして、都道府県公安委員会の審査を経ることの効果（論点 ）や、計画の審査基準、申請者の要件、都道府県公安委員会による計画の審査方法等（論点 ）について、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」<sup>8</sup>を参考に議論しています。

当該議論の結果、遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを行う者（審査を受けた者）に対して、自動運転システムだけでは履行できない「運転者」の義務<sup>9</sup>について、その趣旨を踏まえた対応を確実に実施するための措置を講ずることを義務付けるべきであるとされています（本報告書42ページ）。その上で、本報告書では、例えば以下の措置を確実に講ずるための体制を設けているか、携わる者の役割を設定しているか等について都道府県公安委員会が審査することとされています（本報告書42ページ、44ページ）。

- 遠隔からの対応や1人で複数台の車両の対応が想定される場合には、それらを踏まえた安全対策
- 自動的に停止した後、できるだけ速やかに当該自動車を安全に移動させるための方策

<sup>7</sup> 自動運転移動サービスの提供に携わり、状況把握、連絡等の役割を果たす自然人をいいます。中間報告書では「関与者」と呼称されていました。

<sup>8</sup> <https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/202009jidouuntenkyokakijyun.pdf>

<sup>9</sup> システムにより代替可能な定型的・一般的な交通ルールの遵守については、道路交通法上の「使用者」（車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者であり、車両の運行について最終的な決定権を有する者）に対し、定型的・一般的な交通ルールを遵守しない「不適格な自動運転システム」を使用しない義務を課すことによって、その遵守を担保することが想定されています（中間報告書20～21ページ）。



## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

- 「運転者」の存在しない自動運転中であることを車外に表示するための措置
- 自動運転に携わる者が必要な教育や訓練等を受けることを担保する方策
- 自動運転に携わる者が飲酒や過労により対応できない事態を防ぐための方策

さらに、中間報告書においては、自動運転に携わる者については運転免許等の一律の資格は不要と議論されてきましたが、本報告書では、自動運行装置のみによっては履行できない従来の「運転者」の義務を代替する方策の一部を担うことを踏まえ、一定の知識や能力の保有を求める必要があると議論されています。もっとも、自動運転に携わる者に求められる知識や能力の内容や担保の在り方については、今後の議論に委ねられています。

### 3. 関係者の理解と協力（論点）

本報告書では、中間報告書での検討の方向性を踏まえ、新たな安全リスク（既存の自動車と挙動が異なり得ること、交通事故の場合の措置について「運転者」が存在する場合と異なり得ること等）に対して、地域の関係者・関係機関の理解と協力を得るための必要かつ十分な手段として、どのようなものが認められるかについて議論しています。

当該議論の結果、「遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが導入される地域において、自動運転車の挙動の特性や交通ルールを履行するための対応方策について、当該自動運転移動サービスを行おうとする者が地域の理解を得るとともに、当該自動運転移動サービスが地域住民の生活に必要であることについて、地域との間で共通の理解をすることが必要」としており（本報告書 44 ページ）このような理解を得る方策としては住民説明会が例示されています（本報告書 43 ページ）。

もっとも、地域において共通の理解を形成するために重要であり住民に身近な自治体である市町村等の関係機関との連携の在り方や、遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスが導入された後における住民の意見の反映の在り方等については、今後の議論に委ねられています（本報告書 44 ページ）。

### 4. 行政処分について（論点）

本報告書では、中間報告書での検討の方向性を踏まえ、遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスを行う者の適格性に問題が生じた場合の行政処分の内容や要件について議論しています。

そして、本報告書では、人が対応する部分については、「計画に記載された事項を遵守していない場合等には、将来の交通に危険を生じさせるおそれの程度に応じて、改善命令や停止命令、取消し等の処分をすることができるようにすべき」としていません（本報告書 43 ページ、44 ページ）。

もっとも、行政処分が公共交通及び事業の継続性等に与える影響等も考慮する必要

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

があることから、緊急に無人自動運転の運行を停止すべき場合における行政処分の在り方等については、今後の議論に委ねられています。

### ． 今後の課題

上記で今後の議論に委ねられているとされた事項に加えて、ODD 外において停止した自動運転システムによる自動車が道路上の障害物とならないための方策、自動運行装置の性能について審査を行う国土交通省との連携の在り方等、実際にサービス提供を開始するまでにさらなる検討が必要になる点もあり、これらの議論の進展を引き続き注視していく必要があります。

もっとも、本報告書により、限定地域における遠隔監視のみの無人自動運転移動サービスの実用化のための制度整備に向け、具体的な論点及びそれぞれの検討の方向性がより一層示されました。2022 年度の実用化に向けた具体的な制度整備につなげるべく、官民間問わず、更なる議論がなされることが期待されます<sup>10</sup>。

### セミナー

- セミナー 『【中産連×愛知県 自動車産業フォーラム 2022】  
「自動運転・新しいモビリティ・MaaS の法制度の最新動向」』  
開催日時 2022 年 2 月 24 日（木）～2022 年 3 月 31 日（木）  
講師 戸嶋 浩二、佐藤 典仁  
主催 一般社団法人中部産業連盟

### 文献情報

- 論文 「COVID-19 拡大を踏まえた MaaS/CASE 時代の自動車産業における法制度整備と M&A の最新の動向と留意点」  
掲載誌 月刊 研究開発リーダー 第 188 号  
著者 佐藤 典仁、秋田 顕精
- 論文 「<Robotics 法律相談室第 75 回> ドローンのレベル 4 実現に向けた航空法改正（機体認証・操縦ライセンスの創設等）とは」  
掲載誌 日経 Robotics 2021 年 11 月号  
著者 林 浩美、福澤 寛人

<sup>10</sup> 例えば、交通ルール遵守のための対応方策を自動運行装置以外の主体が担う場合において、当該主体がかかる役割をいかなる条件であれば外部委託することができるか等、サービス提供にあたって実務上問題になり得る点について明確化することもサービス普及にあたっては重要になると考えられます。

## AUTOMOTIVE NEWSLETTER

### NEWS

#### ➤ パートナーおよびカウンセル就任のお知らせ

本年1月1日付にて、下記の10名の弁護士がパートナーに就任いたしました。  
また、同日付で7名の弁護士および1名の弁理士がカウンセルに就任いたしました。

#### 【パートナー】

倉持 喜史、石川 大輝、増田 雅史、宮岡 邦生、堀尾 貴将、中野 玲也、  
朽網 友章、鈴木 信彦、中野 恵太、チョン・チア・チー

#### 【カウンセル】

野間 裕亘、若林 功晃、上田 雅大、黒田 大介、竹腰 沙織、松村 謙太郎、  
立石 光宏

#### 【カウンセル弁理士】

田中 尚文

今後ともクライアントの皆様により良いリーガル・サービスを提供するため、  
日々研鑽に努めて参ります。引き続きご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

#### ➤ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から6名の弁護士が入所しました

この度、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から6名の弁護士が入所しました。  
事務所ウェブサイトでは各弁護士からのご挨拶文を掲載しております。

- ・前田 博
- ・二本松 裕子
- ・島 美穂子
- ・由良 知也
- ・今井 基貴
- ・奥山 光幸

(当事務所に関するお問い合わせ)

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm\_info@mhm-global.com

03-6212-8330

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)